

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 診療事業

(1) 質の高い医療の提供

イ 高度で専門的な医療への取り組み及び政策医療の適切な実施

高度で専門的な医療への取り組み、小児医療水準の向上に努めるとともに、県の政策医療を適切に実施する。

ロ クリニカルパスの活用

クリニカルパス（一定の疾病や疾患を持つ患者に対する入院指導、入院時オリエンテーション、検査、食事指導、安静度、理学療法、退院指導などが一連の流れとしてスケジュール表にまとめられたもの。それらが作成されることによって医療スタッフの情報の共有化や医療の安全性にもつながること。）の本格的な運用に向けクリニカルパスを作成する疾患の増を図り、実施件数を500症例以上とする。

ハ EBMの推進

EBMに関する情報を集積し、実践する。

ニ 退院サマリーの作成

退院サマリー（医師が、入院患者の治療経過を要約した文書として退院後に作成、入院カルテ及び外来カルテに同じものを編纂・保管し、外来、再来又は逆紹介（治療した患者を地域の医療機関に紹介する措置）時に活用して治療の継続性を確保する。）の退院2週間以内の作成率について、その向上を図る。

ホ 病診・病病連携の推進等

地域の医療機関との連携を図り、地域における的確な役割を担うため、紹介率（初診患者数に占める地域の医療機関からの紹介患者数の

比率)と、逆紹介率(初診患者数に占める逆紹介患者数の比率)の向上を図る。

また、県外の医療機関との連携を図り、県外からの患者数の増加を図る。

へ 財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の認定

財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価を受審する。

(2) 患者・家族の視点に立った医療の提供

イ 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

平成18年度に実施した患者や家族の満足度調査の分析結果を基に、患者や家族に分かりやすい説明、より相談しやすい環境に関する課題を検討し、サービスの改善を行う。

また、患者年齢に応じて、インフォームドコンセント(医療側が診療や治療にあたって患者に、(イ)診断の結果に基づいた現在の病状、(ロ)治療に必要な検査の目的と内容、(ハ)治療の危険性、(ニ)成功の確率、(ホ)その治療以外の方法があればその方法、(ヘ)あらゆる治療を拒否した場合どうなるかを、正しく患者の分かる言葉で伝え、患者がそれを理解、納得、同意し、治療に参加すること。)或いはアセント(同意を必須としない分かりやすい説明)の徹底を図る。

ロ セカンドオピニオンの実施

患者やその家族からセカンドオピニオン(患者本人の医療情報を得る過程で、診断を受けた医師と異なった医師の意見を求めること。)の依頼があった場合、各診療科の専門医が適切に対応する。

八 患者の価値観の尊重

患者や家族からの意見・要望等について速やかに対応するとともに、平成18年度に実施した患者や家族の満足度調査の分析結果を基に、課題を検討し、サービスの改善を行う。

(3) 患者が安心できる医療の提供

イ 医療倫理の確立

患者のプライバシー保護の観点から個人情報保護のための体制を整備するとともに、セキュリティシステムの構築を開始する。また、個人情報の適正な取り扱いを図るため、サービス内容を点検して必要な改善を行う。情報公開についても積極的に取り組む。

また、すべての臨床研究及び治験について、「臨床研究に関する倫理指針（平成16年厚生労働省告示第459号）」及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生労働省令第28号）」を遵守して実施するとともに、倫理委員会及び治験審査会の指摘事項を医療に適切に反映する。

ロ 医療安全対策の充実

リスクマネージャー（医療機関内での医療安全活動の推進リーダー）を中心に、インシデント（患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合、あるいは、患者には実施されたが、結果的に被害がなく、またその後の観察も不要であった場合）事例の適正な分析を行い、改善方策を院内で共有するとともに、安全管理に関する研修を一層充実する。

また、院内感染の発生原因の究明及び防止対策の確立に積極的に取り組む。

八 救急医療の充実

周産期・小児医療の三次救急（入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する二次救急医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する救急体制）については、常時対応するとともに、仙台医療圏における小児医療の二次輪番制（二次救急医療体制の確保を目的とした「仙台市小児科病院群輪番制」）に参加、協力する。

また、救急医療の充実のため、医療従事者の研修等を行う。

さらに、今後の救急医療の在り方に関する検討を引き続き行うと

ともに、その方針案を定め県に提言する。

2 成育支援事業

(1) 患児への支援

治療期間中の子どもが、普通の生活に近い生活を送ることができ、それによって社会性が育まれるよう、年齢に応じた遊びの機会を提供するとともに、良好な教育を受けられるよう学校側との連携に努める。

また、手術、検査、処置などに臨む子どもが、安心して主体的にそれらに臨めるようプリパレイション（個々の子どもの発達に応じた言葉や方法を用い、その不安を軽減する心理的援助）を行う。

(2) 家族への支援

子どもと家族の社会的、経済的、心理的な問題の相談に乗り、解決のための助言、援助を行う。

この場合、必要に応じ、地域の保健・福祉等の関係機関と連携を図る。

(3) アメニティの向上

子どもの特性や心のケアに配慮した、院内装飾や交流空間づくりなど、アメニティ（環境の快適性）が豊かな療養環境の向上に努める。

(4) 地域の医療機関や保健・福祉機関等との連携

患児の早期退院の促進と、退院後に地域での生活を円滑に始められるよう、地域の医療機関や保健・福祉・教育機関との密接な連携に取り組む。

(5) ボランティア活動の受け入れ

患児や家族を支援するボランティアの積極的受け入れや協働等に努めるとともに、ボランティア活動の一層の充実のため、ボランテ

ィアを対象とする研修会の一層の充実に努める。

3 臨床研究事業

(1) 臨床研究の推進

課題を選定し、具体的な臨床研究計画に基づき、臨床研究を推進する。

(2) 治験の推進

迅速で質の高い治験を実施する。

4 教育研修事業

(1) 質の高い医療従事者の養成

イ 質の高い臨床研修医やレジデントの養成

東北大学病院など他の臨床研修病院と連携し、臨床研修病院群としてローテイト研修を受け入れるとともに、独自の臨床プログラムを作成し、臨床研修医を3人以上受け入れる。

併せて、独自のレジデント（専門医を目指して教育病院で研修中の医師）研修プログラムを作成し、レジデントの募集を行い、レジデントの7人以上受け入れを目指す。

ロ 臨床研究支援体制の充実

質の高い医療従事者を養成するために、職員による臨床研究、看護研究を奨励するなど常に新しい技術と知識を習得するための機会を設ける。

特に、臨床経験が少ない看護師に対する院内の看護教育の充実に努める。

また、学会・研究会への参加並びに発表、論文の投稿を奨励する。

(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施

県内の周産期・小児医療従事者等を対象とした医学知識等についての研修会を企画し、地域の医療機関に対して参加を積極的に働きかける。

5 災害時等における活動

災害時に、迅速かつ適切な対応を図れるよう、災害医療に関する研修及び大地震や火災を想定した避難救済活動等の訓練を実施する。

また、防犯訓練を実施するなど、防犯体制の徹底を図る。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の確立

(1) 効率的・効果的な組織の構築

法人の運営実態を考慮したより効率的・効果的な組織体制の構築に努める。

(2) 職員の配置

各部門における職員の配置数については、各職員の職務と職責を考慮した適切なものとするとともに、業務量の変化に対応した柔軟な配置とする。

(3) 職員の業績評価等の適切な実施

職員の業績評価等の人事評価制度を整備し実践する。

2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

診療報酬上の新たな基準等の取得や効率的・効果的な医療を通じての収益の増加や運営費用の削減を図り、収支改善に努める。

なお、収支改善が図られた場合は、その実績が評価される業績手当制度を導入する。

(1) 医療資源の有効活用

法人が有する人的・物的資源を有効に活用して、経営改善を図るため、以下の取り組みを実施する。

イ 病床の効率的な利用の推進

病床コントロール等の管理体制を充実させ、入退院予定情報、空床情報等を集約して病床の効率的な利用を行う。

また、病診・病病連携の推進等により、平均在院日数の短縮及び新規患者数の増加を図る。

特に、病床稼働率については、患者数増加に向けた具体的な行動計画を策定、実行し、74.3%以上とすることを旨とする。

ロ 医療機器の効率的な利用の推進

医療機器等については、その効率的な使用に努め、稼働率の向上を図る。また、地域の医療従事者との共同利用を推進する。

(2) 業務運営コストの節減等

イ 材料比率等

後発医薬品導入、同種・同効果の医薬品の整理、調達方法及び対象品目の一層の見直しを図る。

また、月ごとに棚卸しを行い、在庫の適正化を図る。

ロ 人件費率等

適正な人員配置に努めるとともに、業務委託のコスト低減に十分配慮した有効活用を図ること等により、医業収益に占める人件費率と委託費率の合計した率について、抑制を図る。

また、業務委託ごとにそのあり方について評価を行い、その結果を平成20年度契約に反映させる。

八 修繕費

建物・設備等の日常管理に努めるとともに、必要な施設・設備については計画的・段階的に修繕を行う。

(3) 財務分析の実施

月次決算を行い、毎月の財務状況を把握するとともに、経営状況の分析を行う。

また、他の小児医療施設をベンチマークし、法人の経営指標を作成するとともに、経営の効率化に努める。

(4) 収入未済額の縮減等

医療費未納者に対する督促・催告・訪問徴収等を確実に実施するとともに、組織が横断的に未納対策に取り組み、収入未済額の縮減に努める。

(5) 外部評価の活用等

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の評価結果等を業務改善に積極的に反映する。

第 3 予算、収支計画及び資金計画

平成 19 年度の経常収支比率を 92% 程度とする。

- 1 予算 別紙 1
- 2 収支計画 別紙 2
- 3 資金計画 別紙 3

第 4 短期借入金の限度額

- 1 限度額 5 億円
- 2 想定される理由

賞与の支給等を想定した、資金繰り資金の出費に対応するため。

第 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

平成 19 年度中の計画はない。

第 6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）に充てる。

第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 人事に関する計画

(1) 方針

良質で安全な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。

また、良質な人材の確保及び有効活用を図るため、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施する。

(2) 人員に係る指標

医療ニーズ等運営実態に対応した適正な人員配置に努める。

2 職員の就労環境の整備

職員の良好で快適な就労環境を整備、維持するとともに、職員の満足度調査分析結果及び職員提案等を基に、就労条件及び就労環境の改善に努める。

また、メンタルヘルスケアを実施する。

さらに、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等(次世代育成支援対策)を進めるための「行動計画」を策定する。

3 医療機器・施設整備に関する計画

経営状況等を勘案しつつ、高度で専門的な医療水準を維持するための医療機器・施設の整備を行う。

4 法人が負担する債務の償還

平成19年度の償還を約定どおり行う。

年度計画(平成19年度)の予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	5,872
運営費負担金	2,220
自己収入	3,271
診療業務による収入	3,266
受託研究等による収入	1
その他収入	4
財務活動による収入	381
借入による収入	381
支出	5,859
業務経費	4,528
施設整備費	79
借入金償還	1,099
支払利息	153

(注1) 計数は、それぞれ百万円単位で四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

1 運営費負担金(2,220百万円)の内訳

政策医療に要する経費	1,632百万円
地方債未償還額相当分	
うち支払利息相当分	102百万円
うち償還元金相当分	486百万円

医療機器等更新分については、償還金の一部が、運営費負担金として後年度に県から交付される。

年度計画(平成19年度)の事業収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入の部	5,070
經常収益	5,070
運営費負担金収益	1,734
医業収益	3,266
受託研究等収益	1
その他収益	5
資産見返負債戻入	64
費用の部	5,518
經常費用	5,518
業務費	4,681
医業費用	2,097
役員人件費	15
職員人件費	2,416
支払利息	153
減価償却費	837
純利益	-448

(注1) 計数は、それぞれ百万円単位で四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

法人移行前に、建物・医療機器の整備に充てた国の補助金・県負担金について、各年度の減価償却額見合い分を収益化したもの

年度計画(平成19年)の資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金収入	5,872
業務活動による収入	5,005
運営費負担金による収入	1,734
診療業務による収入	3,266
受託研究等による収入	1
その他収入	4
投資活動による収入	486
運営費負担金による収入	486
財務活動による収入	381
借入による収入	381
資金支出	5,859
業務活動による支出	4,681
診療業務による支出	4,528
その他の支出	153
投資活動による支出	79
資産の取得による支出	79
財務活動による支出	1,099
借入金の返済による支出	1,099
次期中期目標期間への繰越金	13

(注1) 計数は、それぞれ百万円単位で四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

借入金の内訳は、医療機器等更新(31百万円)及び法人設立に伴う資金不足(250百万円)に対する財政措置分並び借換資金(100百万円)になっている。

医療機器等更新分については、償還金の一部が、運営費負担金として後年度に県から交付される。